

基準⑤

イ 上乗せ排水基準（一日の平均排水量 1,000 m³ 以上の特定事業場の上乗せ排水基準）

工場又は 事業場	業種等				項目及び許容限度					
					BOD(mg/L)		COD(mg/L)		SS(mg/L)	
					日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大
既設の工 場又は事 業場	下水道処理 区域に所在 するもの	全業種(し尿処理施設を除く。)			20	25	20	25	30	40
		し尿処理施設			－	20	－	20	－	70
	その他の区 域に所在す るもの	食料品 製造業	畜産食料品製造業	乳製品製造業	20	30	20	30	50	60
				その他のもの	30	40	30	40	50	60
			水産食料品製造業、めん類製造業		30	40	30	40	50	60
			飲料製造業		20	30	20	30	40	50
			その他のもの(弁当製造業を除く。)		30	40	30	40	30	40
		一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業 及びパーティクルボード製造業			40	50	40	50	50	60
	パルプ、紙 又は紙加工 品の製造業	パルプ製造施設を持たないも の		40	50	40	50	50	70	
		パルプ製造施設をもつもの		65	80	65	80	35	50	
	ポリビニルアルコール製造業			40	50	40	50	30	40	
	プラスチック圧延フィルム製造業			60	80	35	45	30	40	
	化学肥料製造業			25	50	25	50	30	40	
	窯業・土石製品製造業			20	25	20	25	80	100	
	窯業原料精製業、採石業に係る採取場、砂利 採取場			－	－	120	160	100	150	
	旅館業			30	40	30	40	30	40	
	下水道終末処理施設			－	20	－	20	－	70	
	し尿処理施設			－	20	－	20	－	70	
	その他のもの			20	25	20	25	30	40	
	新設の工 場又は事 業場	下水道処理 区域に所在 するもの	全業種(し尿処理施設を除く。)			20	25	20	25	30
し尿処理施設			－	20	－	20	－	70		
その他の区 域に所在す るもの		食料品 製造業	畜産食料品製造業、水産食料品製造 業		20	25	20	25	40	50
			その他のもの(弁当製造業を除く。)		20	25	20	25	30	40
		一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業 及びパーティクルボード製造業			20	25	20	25	40	50
		パルプ、紙 又は紙加工 品の製造業	パルプ製造施設を持たないも の		20	25	20	25	40	60
			パルプ製造施設をもつもの		20	25	20	25	30	40
		窯業・土石製品製造業			20	25	20	25	80	100
		窯業原料精製業、採石業に係る採取場、砂利 採取場			－	－	120	160	80	100
		下水道終末処理施設			－	20	－	20	－	70
		し尿処理施設			－	20	－	20	－	70
		その他のもの			20	25	20	25	30	40

備考

- 「日間平均」による許容限度は、1 日の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表において「既設の工場又は事業場」とは、特定施設を平成 20 年 3 月 31 日に現に設置している工場又は事業場（特定施設の設置の工事を行っているものを含む。）をいい、「新設の工場又は事業場」とは、特定施設を平成 20 年 3 月 31 日後において設置する工場又は事業場(同日において特定施設の設置の工事を行っているものを除く。)をいう。
- この表において「下水道処理区域」とは、下水道法第 2 条第 8 号に規定する区域をいう。
- この表において生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水に排出される排出水に限り適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、すべての公共用水域に排出される排出水に適用する。